システム名:

チェック項目						課の記入欄(セルフ チェック時)		審査部会員の記入欄				
大項目	小項目	項番	チェックポイント	審査対象資料		・必要な資料・項目が満たされているか・該当部分の記載場所	0 × –	×の理由・コメント・疑 義内容	原課の記入欄 (× やコメント等への回答)	審査部会員の記入欄 (再確認結果)	備考	
必書類	必書		(1)共通:執行伺い(又は執行伺いの必要事項が記載されている資料)、各種審査等契約までの計	執行(施行)伺 い 付属資料							「契約事務の手引(令和2年4月版)」より ア 事務事業の名称、購入(賃借)物品名、請負件名(工事番号・工事名)、業務名等 イ 納品場所、実施場所、施行場所、履行場所 ウ 数量 エ 設計金額 オ 納品年月日、工期、履行期間 カ 契約方法(随意契約の場合は法令等の根拠、令167の2①2~9の規定による場合は その旨及び具体的な理由) キ 施行方法(売買、賃借、請負、委託等) ク 支払方法 ケ 予算額 コ 支出科目 サ その他必要な事項	
選法妥性	適性担/約法		1. 価格競争のみ:主に機器調達等 (1)3000万円以上(※特定調達案件):一般競争入札 (2)3000万円未満 ・地域調達するもの:地域調達型一般競争入札	執行(施行)何い調子 スケジュール 礼画 選出 説明書 から でいます できません できません できません できません できません できません できません かいまい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか							<随意契約が止むを得ないケース> ・仕様公開が困難な案件(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ホットワーク関係の案件はセキュリティ上の観点から仕様書が一般公開できず一般競争入札をすることが困難であり、随意契約が止むを得ないものが存在する。 ・既存契約者が著作権を保有している案件(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 既存契約者がアプリケーションプログラムの著作権を保有している案件は、随意契約による調達が止むを得ない。	
	適性担/ケジー ユル	3	随意契約以外の場合、公告から入札までの期間が十分に取られているか。 ・特定調達の場合、入札の日の前日から起算して40日以上。 ・案件規模に応じて、業者側で見積・検討に要する期間が考慮されているか。 随意契約以外の場合、公告と入札の間で質問応答期間が適切に設定されているか。 総合評価一般競争入札・企画提案コンペの場合、案件規模に応じて業者側で提案書作成に要する期間 (公告日から提案書提出日)が十分に取られているか。 総合評価一般競争入札・企画提案コンペの場合、県側で評価作業・選定の意思決定に要する期間(提案書提出日から審査委員会開催日)が十分に取られているか。									
	公性透性競性確保	3	一般競争入札、総合評価一般競争入札の場合、入札公告を三重県電子調達システム(物件等)での掲載を想定しているか(さらに、総合評価一般競争入札の場合、落札者決定基準の掲載を想定しているか。)。 企画提案コンペの場合は、三重県ホームページ企画提案コンペ等情報(公告・結果)への掲載を想定しているか。  仕様書について意見招請の手続きを実施しているか。(任意。ただし実施の場合は契約前審査の簡略化適用。審査簡略化については、備考欄参照)								【意見招請実施案件の契約前審査の簡略化運用】 ・チェックリストの原課への提示は、総評提示時の1回のみ。 それ以外の原課とのチェックリストのやり取りは行わない。 ・「審査部会員の記入欄」の「〇×ー」は、コメントのある場合には「一」を記載すること。	
		4	競争入札参加資格及び落札資格について、必要最低限となっているか。 「破産者」、「入札参加資格停止の者」、「落札資格停止の者」、「県税又は地方消費税を滞納して いる者」以外の記載がある場合は、理由が明確であるか。									

_システム名:		別添 5
契約名:	記入者:	チェックリスト(会計支援課・部会員)

			チェック項目		原課の記入欄(セルフ チェック時)			審査部会員の記入欄				
大項目	小項目	項番	チェックポイント	審査対象資料	×	・必要な資料・項目が満たされているか・該当部分の記載場所	O ×	×の理由・コメント・疑 義内容	原課の記入欄 (×やコメント等への回答)	審査部会員の記入欄 (再確認結果)	備考	
	契約 内容 の妥 当性	5 1	委託業務の成果物として、システム設計書やマニュアルなどの関連文書が定められているか。	契約書								
2の当/約等考点遵	の当/約等	2	② 著作権の所在や知的財産権の帰属について明記されているか。 ・パッケージシステムなど業者の権利を買い取ることで費用面の負担が増加する場合は改変権のみを確保する。 →システム改修が頻繁に発生することが推測される場合などに検討する。									
	考慮 点の	3	3 システムが特A情報を保有する場合、その情報を適正に管理することが盛り込まれているか。									
	遵守		1 秘密保持・個人情報の保護について適切に定められているか。									
		5	5 契約不適合責任の内容や期間が適切に設定されているか。									
		6	6 再委託の制限について明記されているか。									
		7	7 暴力団等不当介入時における対応について記載されているか。									
		8	3 その他									

 システム名:
 記入者:
 チェックリスト(外部専門家・部会員)

チェック項目							の記入欄(セルフチェック時)		審査部会員の記入欄	広部のつ1棚	
大項目	小項目	Į	頁 昏	チェックポイント	審査対象資料	0 × -	・必要な資料・項目が満た されているか ・該当部分の記載場所	0 × –	×の理由・コメント・ 疑義内容	原課の記入欄 (×やコメント等への回答)	審査部会員の記入欄 (再確認結果)
		:	1	【予算要求前審査時に『再審査 (契約前審査対応)』となった案件のみ対象】 予算要求前審査時点での宿題事項について解消されているか。 また、解消されている場合は、その状況が明らかになっているか。 〈予算要求前審査時点での宿題事項 (原課担当者にて以下に記載)〉							
予算審査の更	前審査時	:		予算要求前審査終了時の金額と予算確定後の金額とを比較し、変動はあるか。 変動がある場合は、金額の変動理由が明らかになっているか。 〈予算要求前審査終了時の金額(原課担当者にて以下に記載)〉 〈予算確定後の金額(原課担当者にて以下に記載)〉 上記以外に以下の観点を踏まえて、予算要求前審査時点からの変更点はあるか。 ある場合は、内容と理由が明らかになっているか。 ・機能要件の見直し ・機器台数の見直し ・調達単位の見直し ・特定業者に依存した機器仕様の見直し ・特定業者に依存した機能要件の見直し ・特定業者に依存した機能要件の見直し、・入札参加条件の見直し、等							
調達仕様の妥当性	網報容之基準		1 2 3 4 5 6 7 8	執行協議のある案件であるか。 執行協議がある場合、財政課との調整は完了しているか。 基本項目が網羅されているか。 調達中名 調達の範囲(物品、機器、台数、作業内容、特記事項) 調達期間 運用開始日 (必要に応じて)試行運用期間 成果物及び納入物件 業務引継の有無(データ移行、運用研修) 業務履行場所	達仕様書						

 システム名:
 記入者:
 チェックリスト(外部専門家・部会員)

	チェック項目								審査部会員の記入欄		
大項目	小項目	Į.	Į	チェックポイント	審査対象資料	0 × -	・必要な資料・項目が満た されているか ・該当部分の記載場所	0 × -	×の理由・コメント・ 疑義内容	原課の記入欄 (×やコメント等への回答)	審査部会員の記入欄 (再確認結果)
			10	リース契約の場合は業務終了後の機器の引き取り、データの消去の費用負担							
	既存シス テムの活 用	4	1	県が保有するライセンスの活用しているか。 ・ウィルス対策ソフト等	調達仕様書						
	情報セ キュリ ティレベ ルの確保		1	ソフトウェアのバージョンアップやセキュリティパッチの適用について盛り込まれているか。	調達仕様書						
	提案書記 載事項	6	1	提案書記載依頼事項や提案書評価表は、調達仕様書の基本方針、目的、システム開発方針等と 整合がとれているか。 (総合評価、企画提案コンペの場合)	提案書記載依頼事 項、評価基準表						
設計額の 妥当性	設計額の 妥当性	7	1	設計は、予算要求前審査時と同様の方法で積算されているか	設計額算定資料						
			2	想定コスト(設計金額)が当初予算額の範囲内か。	_						
			3	想定機器のメーカ、製品名、型番、定価、スペックが明確であるか。	-						
			4	機器の明細は明確であるか。(〇〇一式といった記載方法は不可)	1						
			5	委託費について、想定される人量、単価、作業内容が明確であるか。	1						
			6	開発スケジュールの作業項目は具体的に記載されているか。	1						